別表六の二（十四）を次のように改める。

別表六の二（十四）　地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・	法人名	

円

各連結法人における計算	個別所得金額（個別所得金額がない場合は０）		1		
	調整前連結税額の個別帰属額 (21)×(1)/(19)		2		
	取得価額の合計額（別表六の二(十四)付表「10」の合計）		3		
	拡充型計画の場合	(3)のうち拡充型計画に係る額	4		
		同上のうち別表六の二(十四)付表「1」が措法第68条の15の２第２項第１号に掲げる期間内であるものに係る額	5		
		控除対象額 特定期間分 (5)×4/100	6		
		控除対象額 特定期間以外の期間分 ((4)－(5))×2/100	7		
	移転型計画の場合	(3)のうち移転型計画に係る額	8		
		同上のうち別表六の二(十四)付表「1」が措法第68条の15の２第２項第１号に掲げる期間内であるものに係る額	9		
		控除対象額 特定期間分 (9)×7/100	10		
		控除対象額 特定期間以外の期間分 ((8)－(9))×4/100	11		
	税額控除限度額 (6)＋(7)＋(10)＋(11)		12		

円

各連結法人の合計額の計算	法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (22)×(1)/(20)	13		
		個別帰属額基準額 (2)×20/100	14		
		法人税額基準額（(13)と(14)のうち少ない金額）	15		
	当期税額控除可能額（(12)と(15)のうち少ない金額）		16		
	調整前連結税額超過構成額 (24)×(16)/(23)		17		
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (16)－(17)		18		
	連結所得の金額（別表四の二「55の①」）		19		
	特定建物等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（適用連結法人の(1)の合計）		20		
	調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）		21		
	総調整前連結税額基準額 (21)×20/100		22		
	当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(16)の合計）		23		
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「25の②」）		24		
	法人税額の特別控除額の合計額 (23)－(24)		25		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六の二（十四）　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の２第２項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。